

上川総合振興局旭川建設管理部「ふれあいの街ボランティア」実施要領

(目的)

第1 この要領は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部が管理する道路・河川等において、地域住民等が自主的に清掃美化活動（「ふれあいの街ボランティア」という。以下同じ。）を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(参加資格)

第2 ふれあいの街ボランティアに参加する団体又は企業（以下「参加団体」という。）は、地域と一定の関わりを持ち、責任を持って道路・河川等の清掃美化活動を行うことができる者とする。

(参加申込)

第3 ふれあいの街ボランティアに参加を希望する者は、活動しようとする区域及び内容について、上川総合振興局とあらかじめ協議の上、「ふれあいの街ボランティア申込書（別紙様式1）」に「ふれあいの街ボランティア活動計画書（別紙様式2）」を添えて、上川総合振興局長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第4 上川総合振興局長は、前項により提出された申込書及び活動計画書を審査し、適切と認める場合は、「ふれあいの街ボランティア決定通知書（別紙様式3）」により参加団体に通知するものとする。

(報告等)

第5 参加団体は、前項の通知を受けたときは、速やかに「ふれあいの街ボランティア同意書（別紙様式4）」を上川総合振興局長に提出するものとする。

2 参加団体は、活動を終了したときは、速やかに「ふれあいの街ボランティア活動状況報告書（別紙様式5）」を上川総合振興局長に提出するものとする。

(活動への支援)

第6 上川総合振興局長は、参加団体の活動に対して、参加団体と協議の上、必要な範囲で支援を行うものとする。

(改善指導及び決定の取消し)

第7 上川総合振興局長は、参加団体が、この要領及び決定の条件に従わない場合には、改善を指導することができるものとし、改善指導に従わない場合には、当該活動に係る決定を取消することができるものとする。

(事務局)

第8 本制度の運営に係る事務は、上川総合振興局旭川建設管理部事業室地域調整課が行うものとする。

(その他)

第9 この要領に定めのない事項については、参加団体と協議の上、上川総合振興局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する

この要領は、平成22年4月1日から施行する